

(参考)

## 佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の 措置要領に基づく指名停止の具体的取扱い

### 1 入札又は見積り（随意契約のための手続をいう。以下同じ。）への参加資格の停止（以下「指名停止」という。）の具体的取扱い

(1) 入札又は見積りへの参加資格確認申請書、参加届、技術提出書提出意思表明書等（以下「申請書等」という。）を提出するもの

〔 例 : 一般競争入札（条件付一般競争入札を含む。）  
公募型プロポーザル方式 〕

申請書等の提出期限日から開札日（開札日を公告等で明記していない場合は、入札書又は見積書（以下「入札書等」という。）の提出期限日。以下同じ。）まで（申請書等の提出期限日及び開札日を含む。）の期間に指名停止期間が1日でも含まれる場合には、当該入札又は見積りへの参加資格がないものとして取り扱う。

(2) 指名して通知するもの

〔 例 : 指名競争入札、見積り（見積合わせ、単一見積り） 〕

通知日から開札日まで（通知日及び開札日を含む。）の期間に指名停止期間が1日でも含まれる場合は、当該入札又は見積りへの参加資格がないものとして取り扱う。

### 2 下請・再委託の制限に係る具体的取扱い

指名停止期間中は、新たに下請・再委託先（2次以降の下請・再委託先を含む。以下同じ。）となることは認められない。

なお、指名停止となる前に締結していた下請・再委託契約の解除を求めるものではない（暴力団等排除条項に該当した場合を除く。）。

また、工事・委託業務に係る受注者やその下請・再委託先への資材の提供については制限されない（暴力団等排除条項に該当した場合を除く。）。

### 3 留意事項

(1) 上記1の結果、参加資格のない者に対して指名通知を行っている場合は、通知を受けた者が入札書等を提出することができると誤認することを避けるため、当該指名通知を取り消す。

なお、取消前に参加資格がないとされた者から入札書等が提出された場

合は、無効な入札書等として取り扱う。

- (2) 上記 1 (1) の場合で、例えば、指名停止期間が申請書等の提出期限日より前に終了する場合、指名停止期間終了後から当該提出期限日までに申請書等を提出することは可能である。

また、開札日より後でかつ契約締結予定日より前に落札決定業者が指名停止となる場合は、当該落札決定業者と当該落札決定に係る工事等の契約を締結することは可能である（ただし、議会の議決を要する契約である場合は、議会議決を得ることが条件となる。）。

- (3) 上記 1 (2) には、設計・積算の単価決定や予算要求のため参考見積の依頼を行う場合であって見積費用を県から支払わないものは、含まれない。

なお、設計・積算の単価決定や予算要求のため参考見積の依頼を行う場合であって県から見積費用を支払うもの（見積委託契約等）は、標記措置要領第 1 条に規定する委託業務とみなし、上記 1 (2) に含める。